

令和5年度

# 住宅の耐震診断等補助制度のご案内

大磯町では、昭和56年以前に建てられた住宅の耐震診断等の補助を実施しています。先着順になりますので、まずはご相談下さい。

## ▼耐震診断費用

延べ床面積により 耐震診断費用が 異なります	150㎡以下	90,000円+消費税
	150㎡超	100,000円+消費税
	200㎡以上	要相談



## ▼耐震診断等の補助内容

耐震診断 5件を予定	【一般】	上記耐震診断費用(税抜)のうち、 <b>70,000円を補助</b> します。
	【緊急輸送路】	緊急輸送路沿道に面している住宅の場合は、上記耐震診断費用(税抜)のうち、 <b>80,000円を補助</b> します。
	【非課税世帯】	世帯に住所を置く全ての方の町民税が2年間以上非課税の場合は、上記耐震診断費用(税抜)のうち、 <b>85,000円を補助</b> します。
耐震補強設計 2件を予定	耐震補強設計費用(税抜)の50%以内で、1戸当たり <b>100,000円(上限)</b> を補助します。	
工事監理 3件を予定	工事監理費用(税抜)の50%以内で、1戸当たり <b>50,000円(上限)</b> を補助します。	
耐震補強工事 3件を予定	耐震補強工事費用(税抜)の50%以内で、1戸当たり <b>500,000円(上限)</b> を補助します。	

▼対象建築物：昭和56年5月31日以前に建てられた戸建ての木造住宅(枠組壁工法を除く。)

▼受付申請〆切：令和5年12月8日(金)

▼申請時に必要なもの：別紙「令和4年度版大磯町住宅耐震化事業補助金手続きの流れ図」参照

▼耐震診断、耐震補強設計、工事監理につきましては、町が指定する事業者が行います。

## ▼受領委任払い制度

補助金を町から設計者や工事施工者に直接支払いすることとすると、申請者は掛かった費用から補助金を除いた額を施工者等に支払うことで、一時的な負担を軽減させることができます。

## ▼耐震改修促進税制

・所得税特別控除：標準的な工事費相当額の10%(上限25万円)を控除。

適用期限：令和5年12月31日

・固定資産税減額措置：固定資産税額(120㎡相当部分まで)を1年間1/2に減額。

適用期限：令和6年3月31日

大磯町役場 都市建設部 都市計画課

TEL：0463-61-4100(内線289)